

【令和3年度】事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等の軽減制度について



申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効

▶対象となる方・対象資産

新型コロナウイルス感染症の影響により、**事業収入が一定程度減少**（※1）した**中小事業者等**（※2）で**令和3年2月1日（月）までに特例の申告**をされた場合、**事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分**の固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとなります。

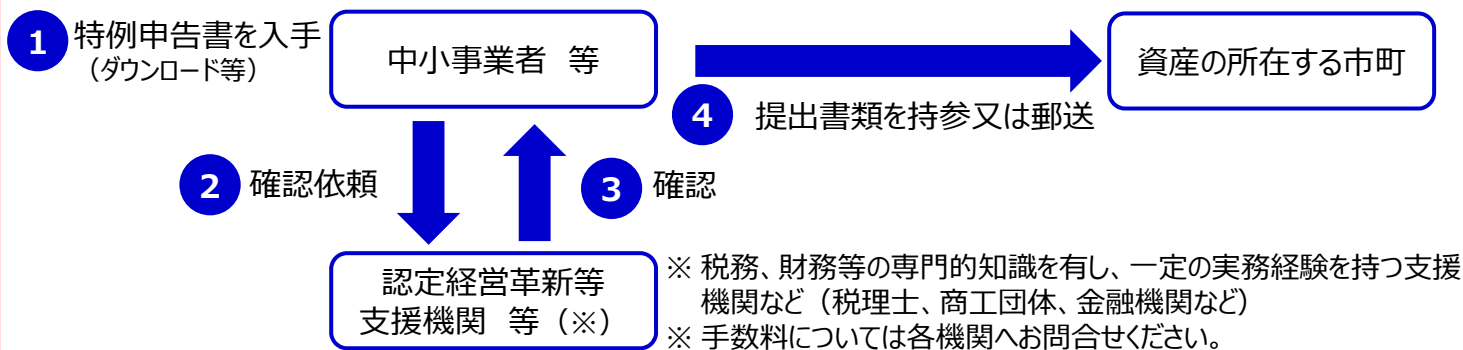
※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人が該当します。ただし、性風俗関連特殊営業を営んでいる方は除きます。

▶申告方法

軽減措置の要件に該当する方は、以下の①～④の手順で申告をお願いします。
詳しくは、下記連絡先までお問合せください。



⚠ 申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、お早めに申告いただきますようお願いいたします。

▶お問合せ先

■ 固定資産税等の軽減相談窓口（中小企業庁）

☎ 0570 (077) 322



中小企業庁 固定資産税

検索



中小企業庁 認定経営革新等支援機関

検索

■ 佐賀県内市町 税務担当課



佐賀県 市町 税

検索

■ 佐賀県 税政課 市町税政担当 ☎ 0952 (25) 7320

産業政策課 経営担当 ☎ 0952 (25) 7182